

平成三十年二月

平成三十年二月文京区議会定例議会議案

文
京
区

目次

議案第四十三号	文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例	1 頁
議案第四十四号	文京区基金条例の一部を改正する条例	3 頁
議案第四十五号	文京区職員定数条例の一部を改正する条例	5 頁
議案第四十六号	公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例	7 頁
議案第四十七号	文京区立体育館条例の一部を改正する条例	9 頁
議案第四十八号	文京区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例	11 頁
議案第四十九号	文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例の一部を改正する条例	13 頁
議案第五十号	文京区立住宅条例の一部を改正する条例	15 頁
議案第五十一号	文京区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例	17 頁
議案第五十二号	文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例	19 頁
議案第五十三号	文京区立公園条例の一部を改正する条例	21 頁
議案第五十四号	文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条 例の一部を改正する条例	23 頁
議案第五十五号	文京区青少年プラザ条例の一部を改正する条例	25 頁
議案第五十六号	お茶の水橋補修補強工事に係る費用負担に関する協定	29 頁

議案第四十三号

文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十二月文京区
条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表中「二五〇、七〇〇円」を「二五一、〇〇〇円」に、「二三一、二〇〇円」を「二三一、五〇〇円」に、
「二八九、七〇〇円」を「二九〇、〇〇〇円」に、「一四四、八〇〇円」を「一四四、九〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（説 明）

報酬の額を改定するため、本案を提出いたします。

議案第四十四号

文京区基金条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十年二月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区基金条例の一部を改正する条例

文京区基金条例（昭和四十年六月文京区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

子ども宅食プロジェクト 事業の運営	子ども宅食プロジェクト 基金
----------------------	-------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

子ども宅食プロジェクト基金を設置するため、本案を提出いたします。

議案第四十五号

文京区職員定数条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区職員定数条例の一部を改正する条例

文京区職員定数条例（昭和五十年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表を次のように改める。

一 区長の事務部局の職員	一、四五三人
二 議会の事務部局の職員	一〇人
三 教育委員会の事務部局の職員	一八四人
四 教育委員会の所管に属する学校の職員	一五八人
五 選挙管理委員会の事務部局の職員	七人
六 監査委員の事務部局の職員	六人
合計	一、八一八人

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(説明)

職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、本案を提出いたします。

議案第四十六号

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十年二月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成十六年三月文京区条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

五 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(説 明)

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の規定に基づき職員を派遣することができる団体を追加するため、本案を提出いたします。

議案第四十七号

文京区立体育館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立体育館条例の一部を改正する条例

文京区立体育館条例（昭和四十二年七月文京区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「、更衣箱及びヘアードライヤーの利用料金を除き」を削る。

別表第一(一)の部文京スポーツセンターの款卓球場の項の次に次のように加える。

スポーツ 目的室	二、九〇〇円	二、九〇〇円	二、九〇〇円	三、四〇〇円	一〇、一〇〇円
-------------	--------	--------	--------	--------	---------

別表第四備考を次のように改める。

備考 附帯設備の使用は、別表第一及び別表第三に規定する施設の使用時間別によるものとし、全日にあつては四回とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）

2 この条例による改正後の文京区立体育館条例別表第一(一)の部文京スポーツセンターの款に規定するスポーツ多目的室の使用に係る使用申込みその他の必要な準備については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明)

文京スポーツセンターの施設を新設するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十八号

文京区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十年二月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例
文京区立障害者福祉施設条例（平成十六年三月文京区条例第九号）の一部を次のように改正する。
第六条第二項中「第六条の二の二第八項」を「第六条の二の二第九項」に改める。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（説 明）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十九号

文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例の一部を改正する条例

文京区特定優良賃貸住宅型区民住宅条例(平成九年九月文京区条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表本郷五丁目特定優良賃貸住宅型区民住宅の項及び本郷一丁目特定優良賃貸住宅型区民住宅の項を削り、同表本郷一丁目第二特定優良賃貸住宅型区民住宅の項中「十三戸」を「十一戸」に改める。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表本郷一丁目特定優良賃貸住宅型区民住宅の項を削る改正規定は、平成三十年六月一日から施行する。

(説 明)

本郷五丁目特定優良賃貸住宅型区民住宅及び本郷一丁目特定優良賃貸住宅型区民住宅を廃止するとともに、本郷一丁目第二特定優良賃貸住宅型区民住宅の戸数を変更するため、本案を提出いたします。

議案第五十号

文京区立住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立住宅条例の一部を改正する条例

文京区立住宅条例（平成十四年六月文京区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。
別表文京区立根津一丁目住宅の項中「十五戸」を「十三戸」に改める。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（説 明）

区立根津一丁目住宅の戸数を変更するため、本案を提出いたします。

議案第五十一号

文京区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十年二月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例

文京区中高層階住居専用地区建築条例（平成八年三月文京区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第三百三十六条の二の四第一項第二号及び第三号」を「第三百三十六条の二の五第一項第二号及び第三号」に改める。

別表（あ）の項中「別表第二（ち）項第三号及び第四号」を「別表第二（り）項第二号及び第三号」に改める。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（説 明）

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第五十二号

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十年二月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例
文京区建設事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。
別表第一30の項中「又は第十三項ただし書」を「第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改める。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（説 明）

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第五十三号

文京区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立公園条例の一部を改正する条例

文京区立公園条例（昭和五十五年四月文京区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の五の次に次の一条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第三条の五の二 一の公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を超えてはならない。

第十条の二中「第十二条第十号」を「第十二条第二項第十号」に改める。

第二十六条中「第五条の三」を「第五条の十一」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部改正に伴い、運動施設の敷地面積の基準を定める
ほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第五十四号

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十年二月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例
第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第二号中「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（説 明）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一
部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第五十五号

文京区青少年プラザ条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十年二月八日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区青少年プラザ条例の一部を改正する条例

文京区青少年プラザ条例（平成二十五年十二月文京区条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「者」の下に「のうちその他の者」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「者」の下に「のうちその他の者」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第七条第一項の規定により施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）のうち中高生に係る使用料は、無料とする。

第十条中「前条」を「前条第二項及び第三項」に改める。

第十二条中「第七条第一項の規定により施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）を「使用者」に改める。

別表第一の一の部備考以外の部分を次のように改める。

一 ホール

	使	用	料
午 前			
午 後			
夜 間			

二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円
--------	--------	--------

別表第一の二の部備考以外の部分を次のように改める。

二 音楽スタジオ

施設名	使用料		
	午前	午後Ⅰ	午後Ⅱ
音楽スタジオA	一、二〇〇円	一、二〇〇円	八〇〇円
音楽スタジオB	四〇〇円	四〇〇円	二〇〇円
			夜間
			八〇〇円
			二〇〇円

別表第二備考以外の部分を次のように改める。

附帯設備の使用料

種別	単位	使用料
音響設備、映写設備等	一式、一台又は一本 一回	六〇〇円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に文京区青少年プラザの施設及び附帯設備を使用

する者の使用料については、この条例による改正後の文京区青少年プラザ条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説明)

青少年プラザの中高中生に係る施設及び附帯設備の使用料を無料とするため、本案を提出いたします。

議案第五十六号

お茶の水橋補修補強工事に係る費用負担に関する協定
右の議案を提出する。

平成三十年二月八日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

お茶の水橋補修補強工事に係る費用負担に関する協定
お茶の水橋補修補強工事施行のため、左記協定を締結する。

記

- 一 協定の目的 お茶の水橋補修補強工事
- 二 協定金額 金十三億三千七百七十五万円
- 三 協定の相手方 東京都千代田区九段南一丁目二番一号
千代田区
代表者 千代田区長 石川雅己

(説 明)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

(参 考)

一 支出科目等

平成二十九年度 一般会計 土木費 道路橋梁費

平成三十年度 債務負担行為

平成三十一年度 債務負担行為

